



# 五管区水路通報第12号

## 111項-119項

令和5年3月24日

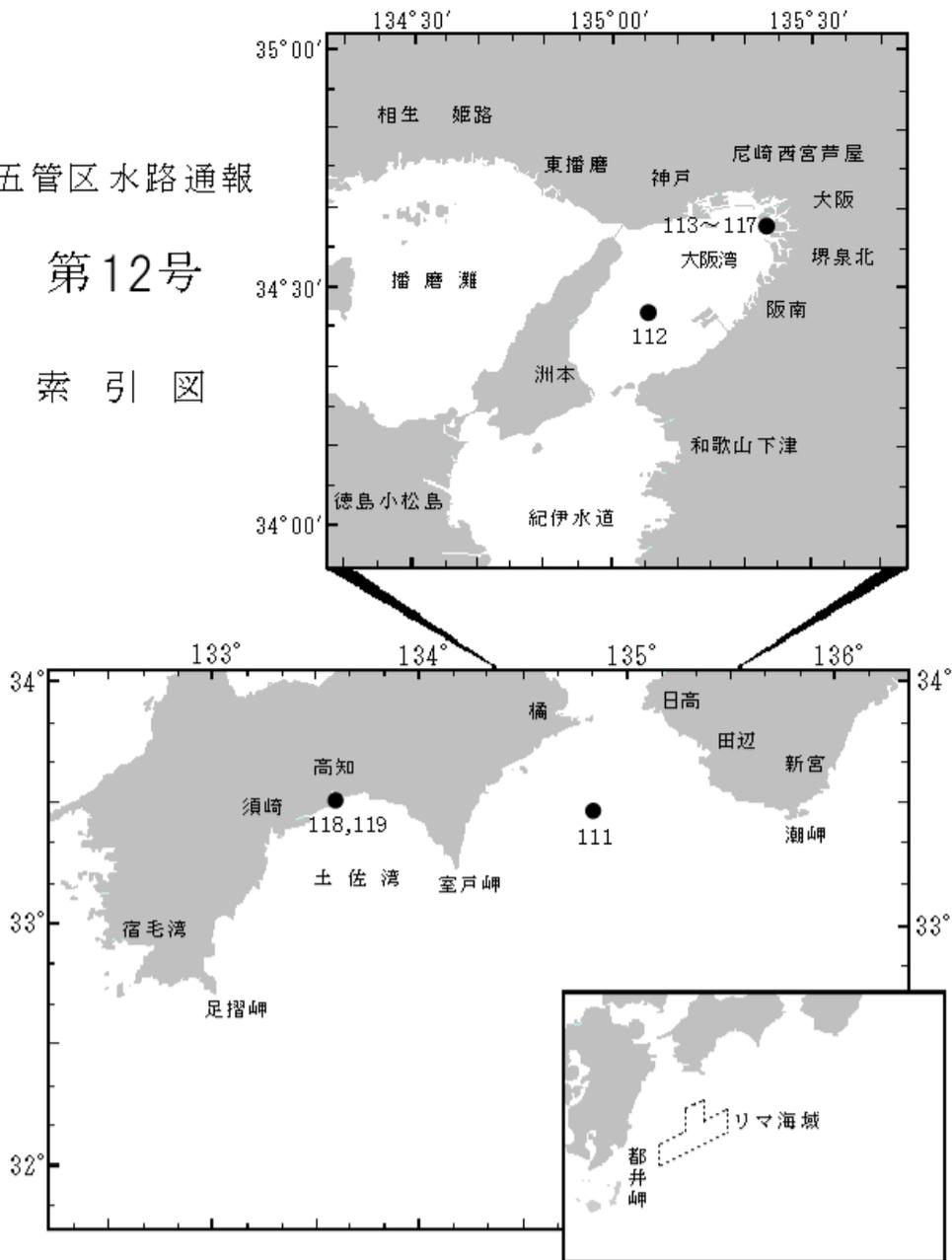
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第111項	紀伊水道南方		射撃訓練
第112項	大阪湾		魚礁設置
第113項	阪神港	大阪区及び付近	灯浮標交換作業
第114項	阪神港	大阪区、大阪航路及び付近	航行制限
第115項	阪神港	大阪区、第2区	掘下げ作業
第116項	阪神港	大阪区、第3区	重量物荷役作業
第117項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止
第118項	四国南岸	高知港	防波堤延長工事
第119項	四国南岸	高知港	捨石仮置場設置

五管区水路通報

第12号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

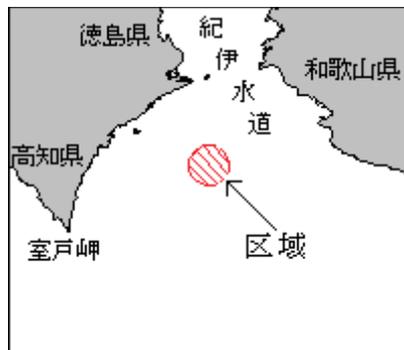
TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p><a href="#">五管区水路通報</a> バックナンバー</p>	<p><a href="#">水路通報等の解説</a></p>	<p><a href="#">水路測量実施区域</a></p>
		
<p><a href="#">小型船舶実技講習</a> <a href="#">ヨット等レース区域</a> (年間を通して実施)</p>	<p><a href="#">定置漁具の敷設情報</a></p>	<p><a href="#">海上保安庁による訓練実施海域</a> (年間を通して実施)</p>
		

## ★5年111項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年4月11日(予備日4月12日~14日) 0900~1700  
区 域 33-30-12N 134-49-50E を中心とする半径5海里の円内  
海 図 W77(JP共)  
出 所 防衛省海上幕僚監部、防衛省防衛政策局



## ★5年112項 大阪湾 魚礁設置

五管区水路通報4年46号562項削除

関西国際空港西方において、魚礁(比高最大6.3m)が設置された。

区 域 34-26-47.9N 135-05-18.0E 付近  
海 図 W131(JP共)-W1143-W150A(JP共)-W106(JP共)  
出 所 五本部海洋情報部



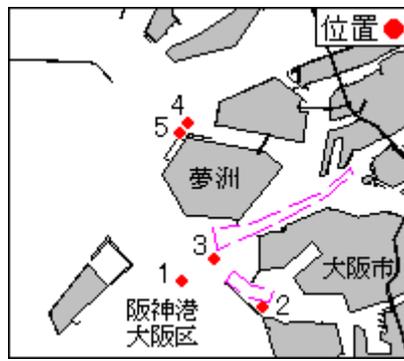
## ★5年113項 阪神港 大阪区及び付近 灯浮標交換作業

阪神港大阪区及び付近において、起重機船による下記灯浮標の交換作業が実施される。

- 期 間 令和5年3月24日(予備日3月26日~3月30日)  
名 称 (1) 大阪南港第2号灯浮標 (灯台表第1巻3583) (34-37.7N 135-22.7E)  
(2) 大阪南港第4号灯浮標 (灯台表第1巻3585) (34-37.4N 135-23.9E)  
(3) 大阪第2号灯浮標 (灯台表第1巻3587) (34-38.0N 135-23.2E)
- 期 間 令和5年3月25日(予備日3月26日~3月30日)  
名 称 (4) 大阪北港第1号灯浮標 (灯台表第1巻3592) (34-39.8N 135-22.7E)  
(5) 大阪北港第2号灯浮標 (灯台表第1巻3593) (34-39.7N 135-22.7E)

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W1146(JP共)-W123(JP共)-W1107(JP共)  
出 所 阪神港長



## ★5年114項 阪神港 — 大阪区、大阪航路及び付近 航行制限

五管区水路通報4年10号137項関連

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期 間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

区 域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-08.6N 135-23-25.5E (赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-01.5N 135-23-10.7E (大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-18.7N 135-22-00.3E (大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E (緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E (緑色灯付浮標)

- 制限事項
- 1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
  - 2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
    - 1 海難を避けようとするとき。
    - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
    - 3 港長の許可を受けたとき。
  - 3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海 図 W123 (JP共)

出 所 阪神港長公示大第5-1号(令和5年3月20日)



## ★5年115項 阪神港 — 大阪区、第2区 掘下げ作業

安治川水門周辺において潜水土・グラブ浚渫船等による掘下げ作業が実施されている。

期 間 令和5年4月17日まで(予備日4月18日～5月31日) 日出～日没

区 域 34-40-32N 135-27-22E 付近

備 考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置

可航幅の確保のため、区域を2分割(北側、南側)し、片側ごとに作業を実施

海 図 W123 (JP共)

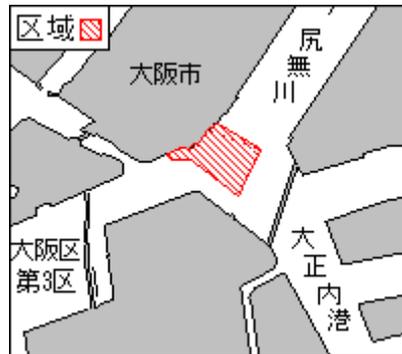
出 所 阪神港長



★5年116項 阪神港 — 大阪区、第3区 重量物荷役作業

尻無川河口付近において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期 間 令和5年4月9日(予備日4月16日)日出～日没  
 区 域 34-38-52N 135-27-22E 付近  
 備 考 アンカー位置を示す浮標を設置し、可航幅110mを確保  
 警戒船を配備  
 海 図 W123(JP共)-W1148  
 出 所 阪神港長

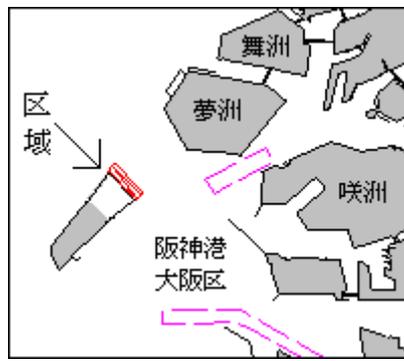


★5年117項 阪神港 — 大阪区、第6区 航泊禁止

五管区水路通報4年10号138項、5年11号106項関連

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、引き続き一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 令和5年4月1日～10月11日  
 区 域 下記6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-38-16.3N 135-21-31.0E (岸線上)  
 (2) 34-38-18.7N 135-21-30.5E  
 (3) 34-38-25.4N 135-21-36.9E  
 (4) 34-38-01.6N 135-22-03.4E  
 (5) 34-37-56.1N 135-21-56.1E  
 (6) 34-37-56.4N 135-21-53.2E (岸線上)  
 備 考 上記区域を灯標で明示(各灯標は同期点滅する)  
 航泊禁止区域周辺には、警戒船を配備  
 海 図 W123(JP共)-W1103(JP共)  
 -W150A(JP共)-W106(JP共)  
 出 所 阪神港長公示大第5-2号(令和5年3月20日)



## ★5年118項 四国南岸 ー 高知港 防波堤延長工事

五管区水路通報5年7号70項関連

南防波堤において、潜水士・起重機船等による防波堤延長工事が実施される。

期間 令和5年4月1日～8月16日まで 日出～日没

区域 33-29-54N 133-35-37E 付近

備考 国際信号旗「A」旗を掲揚

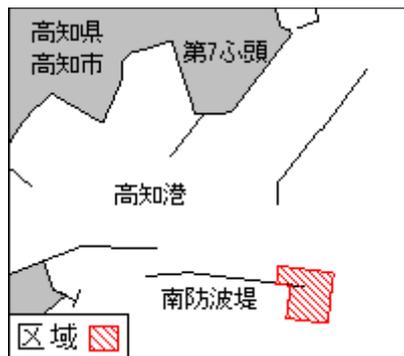
警戒船を配備

区域を示す黄色灯付浮標を設置

アンカー位置を示す浮標を設置

海図 W110

出所 高知港長



## ★5年119項 四国南岸 ー 高知港 捨石仮置場設置

五管区水路通報4年42号524項削除

第7ふ頭付近において、捨石が水中仮置されている。

位置 下記4地点で囲まれる区域

(1) 33-30-21.2N 133-35-28.6E

(2) 33-30-29.5N 133-35-36.2E

(3) 33-30-28.9N 133-35-37.2E

(4) 33-30-20.6N 133-35-29.6E

海図 W110

出所 五本部長官海洋情報部

